

特定疾患治療研究費補助金の概要

1. 目的

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額である疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

2. 実施主体

都道府県

3. 経費の性質

補助金（予算補助）

特定疾患の治療費について、社会保険各法の規定に基づく

自己負担の全部又は一部を毎年度の予算の範囲内で補助

補助率 1／2、10／10（スモンのみ）

4. 患者自己負担

・平成10年5月、重症認定患者を除き一部自己負担を導入。

（1医療機関につき、外来は1回千円（月2回まで）、入院は月1万4千円を上限）

・平成15年10月から、低所得者への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担や事業評価の導入により、制度の適正化及び安定化を一層推進（制度的補助金化）

5. 対象疾患

難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象疾患の中から、学識者から成る特定疾患対策懇談会の意見を聞いて選定しており、現在、45疾患（別紙1）が対象となっている。

（難治性疾患克服研究事業の対象疾患）

次の4要素（①～④）から選定し、現在、121疾患（別紙2）が対象となっている。

①希少性：患者数が有病率からみて概ね5万人未満の患者とする。

②原因不明：原因又は発症機序（メカニズム）が未解明の疾患とする。

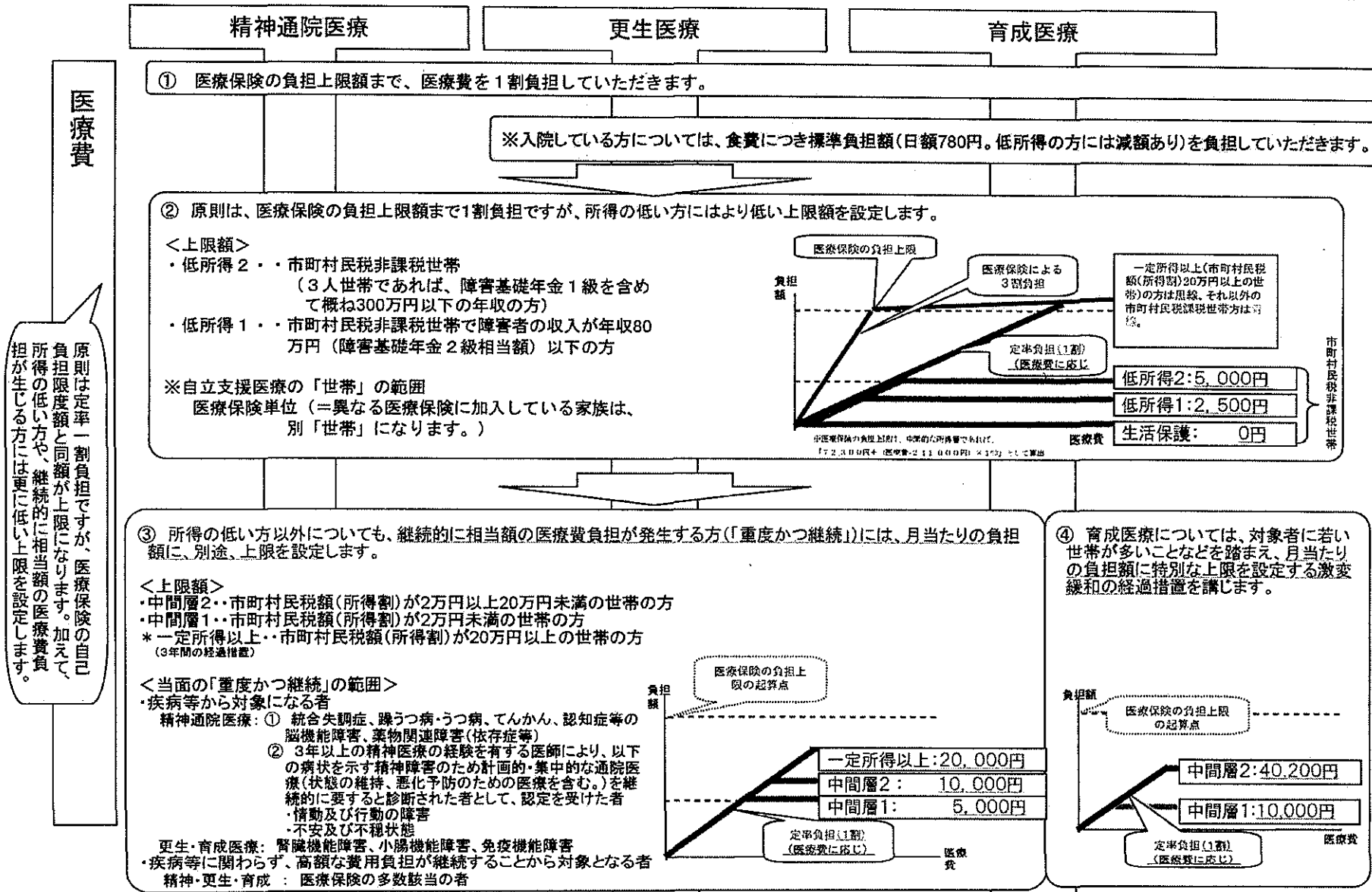
③効果的な治療方法未確立

完治に至らないまでも進行を阻止し、又は発症を予防し得る手法が確立されていない疾患とする。

④生活面への長期にわたる支障（長期療養を必要とする）

日常生活に支障があり、いずれは予後不良となる疾患或いは生涯にわたり療養を必要とする疾患とする。

障害者自立支援法における自立支援医療制度の概要



※ この資料は、18年4月時点での利用者負担及び軽減措置を記載したものであり、3年後に障害者自立支援法全体の見直しを行う際に、利用者負担についても、併せて見直しを行います。

医療保険利用の利便性確保について

(犯罪被害者基本計画(平成17年12月27日閣議決定)Ⅴ第1－2.(6)関係)

1 医療保険が適用される範囲について

医療保険が適用される範囲については、犯罪被害者であるかどうかを問わず、保険医療機関において保険証を提示すれば、一般の加入者と同様、疾病又は負傷に関しては、保険が適用される。

2 医療保険の利便性確保のための具体的な方策案

犯罪被害者であるかどうかを問わず、保険医療機関において保険証を提示すれば、疾病又は負傷に関しては、保険が適用され、必要な医療を受けることができることとなっているが、犯罪被害者については、保険適用がなされにくいケースがあるとの指摘もあることから、医療機関への指導を徹底するよう社会保険事務局長会議で周知を図ることとする。